

申請代行者登録をお考えの方 ※「蓄電池の導入をお考えの方」もお読みください

No	Q	A
1	誰でも申請代行者になれますか？	申請者（需要家）と直接契約を結び、設備の導入、工事を行う事業者で、公募要領追加公募版のP 31の「申請代行者の要件」を満たす事業者が登録申請をすることができます。
2	登録申請はいつまでですか？	2020年4月7日（火）から2020年5月29日（金）までです。
3	申請代行者は何をすればいいのですか？	申請者に代わって交付申請や実績報告をしていただく等の業務があります。公募要領追加公募版のP 32をご参照ください。
4	どうやって登録申請すればいいのですか？	S I I のホームページ、災害対応型家庭用蓄電池の「追加公募について」をお読みになり「申請代行者について」からエントリーを行ってください。公募要領追加公募版のP 33をご参照ください。
5	実際の交付申請はどうやってやればいいのですか？	登録が完了すると、申請に必要なポータルサイトにアクセスできる情報が、登録されたメールアドレスに届きます。ポータルサイトを使って申請してください。詳細はポータルサイトでダウンロードできる「事務取扱説明書」に沿って操作、手続きしてください。
6	交付申請するにあたって注意事項はありますか？	交付申請を受けてS I I が審査を行い、交付決定させていただきます。交付決定前に契約、設置、代金の一部・全部のやりとりを行うと、補助金が支払われませんのでご注意ください。必ず交付決定後に契約し、事業を行ってください。
7	補助金の計算方法と目標価格設定について教えてください。	S I I のホームページ、災害対応型家庭用蓄電池の「追加公募について」の最下段「交付規程・公募要領について」の「公募要領（追加公募版）補足（補助金計算例）」をご参照ください。
8	複数の節電要請窓口を選択したい場合は、どうすればいいのですか？	選択を希望する節電要請窓口の数分のエントリーをし、節電要請窓口の数分の登録申込書を提出してください。
9	H E M S は必ず設置する必要がありますか？	節電要請窓口や設置する蓄電池ごとに異なります。S I I のホームページ、災害対応型家庭用蓄電池の「対応HEMS機器一覧」をご参照ください。
10	申請者がメールアドレスを持っていない場合はどうすればいいのですか？	申請者への節電要請の連絡はメールで行います。申請者ご本人のメールアドレスは必ず必要です。申請者のメールアドレスをご準備ください。